

埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年埼玉県条例第41号。以下「条例」という。）及び埼玉県高等学校等奨学金の貸与に関する規則（平成14年埼玉県教育委員会規則第20号。以下「規則」という。）に基づく埼玉県高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 貸与の対象者の範囲

- (1) 条例第2条第1号ハに規定する「品行方正であって、学業に優れ、かつ、経済的理由により著しく修学が困難な者」とは、学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、在学する学校長の推薦を受けている者であって、かつ、次に掲げる区分に応じて、当該各項目に定める要件を全て満たしたものをいう。

ア 規則第2条に基づき、奨学金の貸与を申請する場合（下記(2)アにおいて「在学申請者」という。）

(ア) 高等学校等における学習活動に意欲があり、学業を修了する見込みがあること。

(イ) 奨学金の貸与を申請した年度又はその前年度において、その者の属する世帯の全収入額（以下「収入額」という。）が生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（以下「基準額」という。）の1.5倍以下であること。

イ 規則第3条に基づき、奨学金の貸与の予約を申請する場合（下記(2)イにおいて「予約申請者」という。）

(ア) 高等学校等進学後も意欲をもって学業に取り組む見込みがあること。

(イ) 奨学金の貸与の予約を申請した年度又はその前年度において、収入額が基準額の1.5倍以下であること。

- (2) 条例第2条第2号に規定する「品行方正であって、学業に特に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者」とは、学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、在学する学校長の推薦を受けている者であって、かつ、次に掲げる区分に応じて、当該各項目に定める要件を全て満たしたものをいう。

ア 在学申請者の場合

(ア) 高等学校等在学中の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上（高等学校等の第1学年に在学する者にあっては、中学校最終学年の学習成績の評定を全教科について平均した値が3.5以上）であり、かつ、学業を修了する見込みがあること。

(イ) 奨学金の貸与を申請した年度又はその前年度において、収入額が基準額の1.5倍を超え、2.5倍以下であること。

イ 予約申請者の場合

- (ア) 中学校第1学年から第2学年までの学習成績の評定を全教科について平均した値が3.5以上で、かつ、高等学校等進学後も意欲をもって学業に取り組む見込みがあること。
 - (イ) 奨学金の貸与の予約を申請した年度又はその前年度において、収入額が基準額の1.5倍を超え、2.5倍以下であること。
- (3) 条例第2条第3号に規定する「品行方正であって、学業に優れ、かつ、貸与希望者の属する世帯における生計を主として維持する者の失職、死亡その他の事由により、経済的に修学が困難な者」とは、学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、在学する学校長の推薦を受けている者であって、次に掲げる要件を全て満たしたものをいう。
- ア 上記(1)ア(ア)に該当すること。
 - イ 次に掲げる事由又はそれに準ずる事由が生じたことにより、収入額が基準額の2.5倍以下となったこと。
 - (ア) 貸与を希望する者の属する世帯における生計を主として維持する者（以下「主たる家計維持者」という。）が会社等の倒産により解雇され、又は早期退職した場合。
 - (イ) 主たる家計維持者が死亡又は離別した場合
 - (ウ) 主たる家計維持者が破産した場合
 - (エ) 主たる家計維持者の病気若しくは事故又は主たる家計維持者が経営する会社の倒産若しくは経営不振により、収入が著しく減少した場合
 - (オ) 主たる家計維持者が火災・風水害・震災等の災害を受けた場合
 - ウ 上記イの事由が発生した月から12月を超えない期間内の貸与の申請であること。

3 奨学金の貸与申請

- (1) 申請者は、奨学金の貸与を希望する年度ごとに申請を行わなければならない。
- (2) 規則第2条第3号に規定する収入を証明する書類については、別に定める。
- (3) 申請者が奨学金の貸与の申請を辞退するときは、奨学金貸与申請取下届（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。
- (4) 申請者は規則第5条に規定する貸与の決定の通知を受ける前に条例第2条に定める者でなくなったときは、その旨を教育長に報告しなければならない。

4 自宅外通学単価の適用

- (1) 条例第3条第1項第1号ロに規定する自宅外通学の貸与の額（以下「自宅外通学単価」という。）の適用を受ける者は、規則第2条又は第3条第3項に規定する貸与の申請をするときに、自宅外から通学することを証明する書類を提出しなければならない。
- (2) 自宅外通学単価の適用を受けている奨学生が、条例第3条第1項第1号イに規定する自宅通学に通学形態を変更したときは、奨学金増額（減額）願（様式第1号の2）を速やかに教育長に提出しなければならない。

(3) 条例第3条第1項第1号イに規定する自宅通学の貸与の額（以下「自宅通学単価」という。）の適用を受けている者が、通学形態の変更により、自宅外通学単価の適用を受けようとするときは、奨学金増額（減額）願に、自宅外から通学することを証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(4) 教育長は、奨学生から上記(2)又は(3)の願が提出されたときは、遅滞なく審査を行い、その可否を書面により奨学生に通知するものとする。

なお、変更後の貸与の額は、以下の区分に応じて適用する。

ア 自宅外通学単価から自宅通学単価へ変更したとき

奨学生が自宅通学を始めた日の属する月の翌月分（変更した月が月の初日のときは、その日の属する月分）から適用する。

イ 自宅通学単価から自宅外通学単価へ変更したとき

奨学生が自宅外通学を始めた日の属する月分から適用する。

なお、教育長が奨学金増額（減額）願を受理した日が、自宅外通学を開始した日から1か月以上経過しているときは、教育長が当該願を受理した日の属する月分から適用する。

5 審査及び貸与決定

(1) 条例第2条第1号及び第2号に規定する申請者に係る審査は、4月から2月まで毎月行う。ただし、4月から6月までは、年度当初事務として、一括して審査を行う。

(2) 条例第2条第3号に規定する申請者に係る審査は、毎月行う。

(3) 教育長は、規則第5条に規定する奨学金の貸与の決定に当たっては、埼玉県高等学校等奨学金貸与選考委員会を設置し、その意見を参考とするものとする。ただし、条例第2条第3号に規定する申請者に係る貸与の決定に当たっては、この限りでない。

(4) 奨学金貸与の審査方法は別に定める。

6 貸与期間

(1) 条例第4条第1項ただし書きに規定する貸与期間の延長は、奨学生が次に掲げる事項に該当したときに適用することができる。

ア 留学した場合

イ 傷病等の理由により休学した場合

(2) 奨学生が貸与期間の延長を希望する場合は、正規の修業年限を超えて在学する年度における奨学金貸与申請時に、奨学金貸与期間延長申請書（様式第2号）に在学する学校長の証明を受け、規則第2条で定める申請書等とあわせて教育長に提出しなければならない。

(3) 条例第4条第2項に規定する「貸与の決定を受けるに至った日の属する月」は、2の(3)イで規定する事由が発生した日の属する月とする。ただし、当該事由が、貸与の申請をした日の属する年度の前年度に生じたものであったときは、貸与の申請をした日の属する年度の4月とする。

7 奨学金の交付

- (1) 規則第7条に規定する奨学金の交付は、奨学生本人名義の普通預金口座への振込により行うものとする。
- (2) 奨学生は、奨学金の貸与の決定がなされたときは、速やかに奨学金振込口座届（様式第3号）を教育長へ提出しなければならない。
奨学生が奨学金振込口座の変更を希望する場合は、奨学金振込口座変更届（様式第4号）を教育長へ提出しなければならない。
- (3) 条例第2条第1号及び第2号に係る奨学金の交付は、貸与月に応じて下表のとおり行うものとする。ただし、在学申請者に係る4月分から6月分の交付については、下表にかかわらず貸与決定後速やかに行うものとする。

貸与月	交付時期
4月分から6月分	6月
7月分から9月分	9月
10月分から12月分	12月
1月分から3月分	3月

- (4) 条例第2条第3号に係る奨学金については次に掲げるとおり交付するものとする。
 - ア 貸与の決定を受けるに至った日の属する月から申請者に対して貸与を決定した日が属する月までの分に係る奨学金の交付は、貸与決定後速やかに行う。
 - イ 上記アに掲げる月以降の分に係る奨学金の交付は、上記(3)の表に従う。
- (5) 奨学金の支払手続は次に掲げるとおり行うものとする。
 - ア 奨学生が埼玉県立学校に在学する場合には、埼玉県立学校が手続を行う。
 - イ 奨学生が埼玉県立学校を除く高等学校等に在学する場合には、埼玉県教育庁教育総務部財務課が手続を行う。

8 貸与決定の取消し

- (1) 奨学生が不正な手段で奨学金の貸与を受けた場合は、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。
- (2) 奨学生が、傷病その他の理由により規則第8条各号に掲げる届出をすることが困難なときは、保護者が奨学生に代わって届出をしなければならない。また、教育長は、奨学金の貸与決定の取消しに関して、学校長に必要な事項について報告を求めることができる。
- (3) 教育長は、貸与決定の取消しに係る報告を受理したときは、遅滞なく審査を

行い、貸与の決定を取り消す場合には書面により奨学生（奨学生死亡の場合は保護者）に通知する。

- (4) 貸与の決定を取り消した場合の奨学金の交付は、次に掲げるとおり手続をとるものとする。

ア 取消しの事由が発生した日の翌月（発生日が1日である場合は当月。以下同じ。）以降の奨学金の交付を行わない。

イ 取消しの事由が発生した日の翌月以降の奨学金が既に交付されている場合は、奨学生は、当該交付された奨学金を速やかに返還しなければならない。

9 交付の停止

- (1) 規則第10条第1項第1号及び第2号に規定する奨学金の交付の停止は、奨学生が、休学又は長期にわたる欠席により、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって出席しなかった場合に適用する。
- (2) 奨学生が、休学又は長期にわたる欠席をしたときに、傷病その他の理由により当該報告をすることが困難なときは、保護者が奨学生に代わって報告しなければならない。また、教育長は、奨学金の交付の停止に関して、学校長に必要な事項について報告を求めることができる。
- (3) 教育長は、奨学金の交付の停止に係る報告を受理したときは、遅滞なく審査を行い、交付を停止する場合には書面により奨学生に通知する。
- (4) 交付の停止の事由が発生した日の翌月以降の奨学金が既に交付されている場合は、奨学生は、当該奨学金を速やかに返還しなければならない。ただし、当該奨学金を、交付の停止期間満了後に交付すべき奨学金に充てることができる場合、奨学生は奨学金の返還を要しない。
- (5) 交付の停止の事由が消滅したときは、奨学生は奨学金交付復活届（様式第5号）に在学する学校長の証明を受け、教育長に提出しなければならない。教育長は、受理後、速やかに必要な手続を行うものとする。

10 借用証書の提出

奨学生が翌年度以降も引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、規則第11条の規定にかかわらず、借用証書の提出を次に掲げる時期まで猶予できる。

- (1) 翌年度における奨学金の貸与が決定された場合
その年度における奨学金の貸与が終了したとき
- (2) 翌年度における奨学金の貸与が決定されなかったとき
奨学金の貸与が決定されなかったことが通知されたとき

11 奨学金の返還

- (1) 奨学金の貸与を受けた者（以下、「借受者」という。）は、返還方法及び納期限について下表のとおりとする。ただし、納期限が金融機関が取引を行わない日に該当するときは、その後最初に到来する金融機関が取引を行う日をその納期限とみなす。

返還方法	納期限
年賦	七月末日又は一月末日
半年賦	七月末日及び一月末日

- (2) 繰上返還を希望する者は、奨学金繰上返還申請書（様式第6号）を教育長に提出しなければならない。
- (3) 奨学金の全部を返還したときは、教育長は借受者に書面によりその旨を通知するものとする。また、返還すべき奨学金を免除したときは、教育長は保護者及び連帯保証人に書面によりその旨を通知するものとする。

1 2 返還金に係る債権管理の特例

- (1) 条例第7条第2項の規定により繰上返還を行う場合、履行期限が古い債権から順に当該返還金を充当する。
- (2) 条例第10条の規定により延滞利息を徴する必要がある場合において、支払われた返還金が支払うべき返還金及び延滞利息の合計額に満たないときは、延滞利息債権、返還金債権の順に当該返還金を充当する。

1 3 返還の猶予及び免除

- (1) 条例第8条第1号の規定により奨学金の返還を猶予された者は、当該猶予期間の間、毎年度、猶予事由が継続していることを教育長に報告しなければならない。
- (2) 条例第8条第2号に規定する奨学金の返還猶予の期間は、1年以内とする。ただし、理由となる事実が継続している場合には、重ねて1年以内の期間で猶予を延長することができる。

1 4 返還計画の変更

- (1) 借受者が、条例第7条第2項の規定による一部繰上返還その他返還方法の変更を希望するときは、奨学金返還計画変更申請書（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。
- (2) 教育長は、奨学金返還計画変更申請書が提出されたときは、遅滞なく審査を行い、その結果を書面により借受者及び連帯保証人に通知する。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国又は地方公共団体が設置する高等学校等に在学している生徒に係る埼玉県高等学校等奨学金の貸与要領（以下「改正後の要領」という。）2、5、6、7(3)及び8(4)の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に埼玉県高等学校等奨学金貸与条例第1条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）の第1学年又は第1年次に入学した者（中等教育学校の第4学年に在学することとなった者を含む。以下「平成17年度以後入学者」という。）及び施行日以後に高等学校等に在学することとなった者のうち平成17年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る奨学金の貸与について適用し、施行日前に改正前の埼玉県高等学校奨学金貸与条例第1条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）に入学した者（以下「平成16年度以前入学者」という。）及び施行日以後に高等学校に在学することとなった者のうち平成16年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。